

一般財団法人本州四国連絡高速道路協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人本州四国連絡高速道路協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、本州四国連絡高速道路（以下「道路」という。）の利用に係る便益の増進、道路を活用した地域の振興に関する事業等を行い、道路の円滑かつ安全な利用の増進と関係地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路の美化愛護等道路の環境の整備に関する事業
- (2) 道路に係る広報活動に関する事業
- (3) 道路利用者に対する便益の提供に関する事業
- (4) 道路を活用した地域の振興に関する事業
- (5) 道路上の事故による交通遺児に対する修学資金の援助及び交通安全の啓発に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、近畿地方、中国地方及び四国地方において行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 第1項第3号の書類については、一般の閲覧に供するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第12条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員に対して、その職務を執行するために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事に対する報酬等の額及び支給の基準
- (3) 評議員の選任又は解任
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する者は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対して評議員に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上5名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、同項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3等親内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、

この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時とする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を執行するために要する費用を支払うことができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会において互選する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、有川正治とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
石丸鐵太郎
岸本良孝
林まゆみ
松岡勝哉
山本正堯

一般財団法人 本州四国連絡高速道路協会評議員

- 評 議 員 坂 元 浩
(一般社団法人せとうち観光推進機構
専務理事 (兼) 事業本部長)
- 評 議 員 大 江 慎 一
(本州四国連絡高速道路株式会社 参 与)
- 評 議 員 倉 林 公 夫
(元 本州四国連絡橋公団 副総裁)
- 評 議 員 林 ま ゆ み
(兵庫県立大学 客員教授)
- 評 議 員 桑 村 琢
(一般社団法人四国ツーリズム創造機構 事業推進本部長)

一般財団法人 本州四国連絡高速道路協会役員

理事長 吉田悦郎

常務理事 鈴木敏彦

理事 石森秀三
(北海道大学観光学高等研究センター 特別招聘教授)

理事 神山敬次
(西日本建設業保証株式会社 常務取締役)

理事 玉岡かおる
(作家 大阪芸術大学大学院教授)

監事 森有美
(神戸中央法律事務所 弁護士)

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金・預金	65,435,120	65,179,774	255,346
未収金	293,916	245,212	48,704
立替金	4,684,303	4,845,702	△ 161,399
前払費用	292,851	276,439	16,412
未収消費税等	1,130,315	781,162	349,153
流動資産合計	71,836,505	71,328,289	508,216
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	49,994,668	49,962,714	31,954
普通預金	5,332	37,286	△ 31,954
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(2) 特定資産			
便益増進事業積立資産	91,709,276	117,061,632	△ 25,352,356
地域発展事業積立資産	80,313,911	99,214,514	△ 18,900,603
交通安全事業積立資産	94,897	591,351	△ 496,454
退職給付引当預金	1,748,837	4,301,437	△ 2,552,600
受入保証金積立預金	1,650,000	1,650,000	0
特定資産合計	175,516,921	222,818,934	△ 47,302,013
(3) その他固定資産			
什器備品	2	2	0
ソフトウェア	92,664	178,200	△ 85,536
電話加入権	4,000	4,000	0
敷金・差入保証金	1,149,600	1,149,600	0
その他固定資産合計	1,246,266	1,331,802	△ 85,536
固定資産合計	226,763,187	274,150,736	△ 47,387,549
資産合計	298,599,692	345,479,025	△ 46,879,333
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	417,518	333,345	84,173
未払法人税等	72,000	72,000	0
預り金	13,711	9,863	3,848
流動負債合計	503,229	415,208	88,021
2. 固定負債			
受入保証金	1,650,000	1,650,000	0
退職給付引当金	1,748,837	4,301,437	△ 2,552,600
固定負債合計	3,398,837	5,951,437	△ 2,552,600
負債合計	3,902,066	6,366,645	△ 2,464,579
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	50,000,000	50,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	0
2. 一般正味財産	244,697,626	289,112,380	△ 44,414,754
(うち特定資産への充当額)	(172,118,084)	(216,867,497)	(△44,749,413)
正味財産合計	294,697,626	339,112,380	△ 44,414,754
負債及び正味財産合計	298,599,692	345,479,025	△ 46,879,333

注 実施事業資産については便益増進事業積立資産91,709,276円、地域発展事業積立資産80,313,911円
交通安全事業積立資産94,897円である。

2023年度事業計画書

2023年度は、当協会が一般財団法人に移行して11度目の事業年度となります。

当事業年度の実施事業については、2020年以來続く、新型コロナウイルス感染状況を勘案しつつ、継続事業として本州四国連絡高速道路利用者の便益増進事業、地域社会の発展等に寄与する事業等を実施し、事業目的の実現を図ることとします。

実施事業の内容は、次のとおりです。

1. 本州四国連絡高速道路利用者の便益増進事業

(1) 道路利用者に対する沿線の観光情報等の提供に関する事業

(16,425 千円)

本州四国連絡高速道路の主要なサービスエリア、パーキングエリア等において、利用者に対し、次のとおり沿線の観光情報等の提供を行う。

- ① 広域道路案内マップ(SA・PAのご案内)
- ② 瀬戸内観光冊子
 - ・せとうちの橋をわたって里山里海
 - ・せとうち追憶の旅
 - ・せとうちの庭園を巡る
 - ・瀬戸内の作家たちを訪ねて
 - ・瀬戸内のインフラが見た風景
 - ・せとうちの風景を歩く
 - ・瀬戸内万葉紀行(合併本)の販売
 - ・新規冊子(サステナブル観光をテーマに検討中)
- ③ ルート別観光案内マップ(日本語版)
 - ・神戸淡路鳴門自動車道
 - ・瀬戸大橋
 - ・しまなみ海道
- ④ 観光案内マップ(外国語版)
 - 3ルートの観光案内マップ(英語、中国語版)
- ⑤ しまなみ海道サイクリングマップ(英語版)
- ⑥ ホームページを活用した情報発信

(2) 道路環境の整備に関する事業 (4,093 千円)

- ① 舞子バスストップにおける環境の整備等に関する事業

舞子バスストップに接続するコンコース及びトイレの清掃等の維持管理を行うとともに、自動販売機を運営管理し、バスストップ利用者に対し便益の提供を行う。

- ・清掃(日常清掃、定期清掃年4回)
- ② 淡路サービスエリア(上り)の花時計の維持
 - ・花の植替え(年4回)

(3) 道路にかかる広報活動に関する事業 (300 千円)

道の日、道路ふれあい月間、お客様感謝デー等道路広報活動への参加、協力を行う。

2. 地域社会の発展等に寄与する事業

(1) 四国・瀬戸内観光促進事業 (5,280 千円)

本州四国連絡高速道路の観光利用を促進し、四国・瀬戸内の地域社会の活性化に寄与するため、コラム型コンテンツを旅行雑誌に掲載し、観光促進、地域振興に関する情報提供を行う。

(2) せとうち美術館ネットワーク事業 (4,890 千円)

瀬戸内地域の美術館が相互に連携又は提携してイベント等を実施し、当該地域の文化、芸術の発展に寄与する事業を行う。(本州四国連絡高速道路(株)と共同)

- ・加盟施設 81 施設
- ・せとうち美術館ネットワークパスポートの発行 年 1 回
- ・デジタルスタンプラリーの実施 通 年
- ・「橋を渡って親子でアート鑑賞」の実施 年 2 回
- ・サミット、特別講演の実施

(3) 瀬戸内観光連絡会の事業 (650 千円)

瀬戸内の広域的な観光交流に寄与するため、関係地方公共団体で構成する瀬戸内観光連絡会に参加して、観光への取り組みに関する情報交換を行うとともに、共同事業として以下の事業を行う。

- ・「瀬戸内体験学習BOOK」のHPによる情報提供
- ・瀬戸内カレンダー2024の制作、配布

(4) 徳島県情報ステーションの管理運営事業 (1,347 千円)

徳島県の観光協会から委託を受けて、淡路島南PA下りの徳島県観光情報ステーションの管理運営事業を行う。

(5) 地域社会発展事業への協賛 (300 千円)

地方公共団体等が主催・協賛する地域社会発展事業で当協会と類似の目的を有する事業への協賛、協力を行う。

3. 交通安全事業

(1) 道路交通安全運動の啓蒙事業（150千円）

春・秋の全国交通安全運動、並びに夏・年末の交通事故防止運動の各キャンペーンに合わせて、標語入りのオリジナルグッズを制作、配布し、道路交通安全運動の啓蒙活動を行う。

(2) 交通遺児修学援助事業（500千円）

本州四国連絡高速道路における交通事故により亡くなられた方の遺児で経済的に修学が困難な高校生等を対象に、修学資金援助等を行う。